

次世代育成支援対策推進法が改正されました

次世代育成支援対策推進法は、日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された法律です。この法律に基づき、企業のみならず、国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされています。

改正のポイントは以下の通りです。

改正法のポイント

1. 法律の有効期限が延長されました。（平成 26 年 4 月 23 日施行）

法律の有効期限が**平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長**されました。

引き続き、次世代法に基づき一般事業主行動計画（※1）を策定し、都道府県労働局に届出を行っていただく必要があります。（従業員数 101 人以上の企業においては義務、100 人以下の企業においては努力義務）

2. 新たに特例（プラチナくるみん）認定制度が創設されました。（平成 27 年 4 月 1 日施行）

くるみん認定（※2）を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな**特例（プラチナくるみん）認定制度が創設**されました。

特例認定を受けた場合、行動計画の策定・届出に代わり、次世代育成支援対策の実施状況を公表していただくこととなります。

（※1）「一般事業主行動計画」…企業が、従業員の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画のことです。

（※2）「くるみん認定」…一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみんマークの認定）を受けることができます。

この他にも、くるみん認定基準、行動計画策定指針の見直しが行われました。詳しくは、大阪労働局ホームページをご覧ください。

http://osaka-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/jisedaikusei.html



プラチナくるみん
マーク

